

(業務連絡・FAX文書)

平成29年4月21日

事務局担当者 殿

日本自動車車体整備協同組合連合会
事務局長 新井 賢太郎
(会印省略)

中古エアバッグ類の取扱いに関する周知のお願い

冠 省 早速ですが、国土交通省自動車局整備課より、掲題の件について別添の文書を以って周知方の依頼がありましたので、ご多用のところ、恐縮ですが、貴組合所属組合員事業者宛に周知下さるようお願いいたします。 草々

記

(添付資料)

中古エアバッグ類の取扱いに関する周知のお願いについて (写)	1部
別添 (経済産業省・(一社)自動車再資源化協力機構チラシ)	1部



平成29年4月21日

日本自動車車体整備協同組合連合会 御中

国土交通省自動車局整備課

中古エアバッグ類の取扱いに関する周知のお願いについて

本年3月に米国において、ホンダ車の運転者が、タカタ製エアバッグの異常破裂により、頸部に重傷を負う事故が発生しました。ホンダからの報告によれば、事故を起こした自動車は、タカタ製エアバッグのリコール改修が行われていたものの、その後発生した事故の修理の際に、他の解体された自動車から取り外した未回収のタカタ製エアバッグに交換されていたことにより、異常破裂が発生したものです。

日本においては、使用済自動車のエアバッグ類は、再利用できない制度となっているところですが、一部自動車から取り外されたエアバッグ類がインターネットオークションにおいて再販売されていることから、中古エアバッグ類の取扱いについては、経済産業省が別添チラシのとおり注意喚起を行っているところです。

つきましては、改めて貴組合会員に対して中古エアバッグ類の取扱い（別添チラシ）について周知方お願いします。

中古エアバッグ類は正常な 作動が保証されません⚠

自動車から取り外したエアバッグ類をネットオークション等から入手し、他の自動車へ取り付けた場合、メーカーは正常な作動を保証していません。



都道府県から許可を受けた解体業者は、自動車リサイクル法に従い使用済自動車から有用な自動車部品等の取り外しを行っています。

一方、使用済自動車のエアバッグ類は、その特殊性から自動車メーカー等に引き渡すことが義務づけられており、これを再販売することは法律上禁止されています。

エアバッグ類の処理にお困りの場合は、
(一社)自動車再資源化協力機構
TEL:03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org
にご相談ください。

経済産業省・(一社)自動車再資源化協力機構